

江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会 会議傍聴のルール

江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会の会議は、一般の方にも公開しています。傍聴を希望する方は、次の事項を守ってください。

1. 傍聴の手続き

- (1) 傍聴についての事前の申し込みは必要ありません。
- (2) 傍聴される方は、会議開始時刻10分前までに会場にお越しください。
- (3) 傍聴受付は、先着順で行います。
- (4) 傍聴人受付簿に氏名、住所、年齢を記入の上、係員の指示に従って入場してください。
- (5) 会議の途中で入退場はできません。

※会議の一部を聞いて全体を判断してほしくないため

2. 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会場によって異なります。会場の都合上、一定人数を超えた場合は入場を制限させていただきます。(受付を終了します。)

3. 傍聴人が守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を必ず守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。また、酒気を帯びていると認められる方は入場できません。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に会長及び出席委員全員が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の運営に支障となる行為をしないこと。

4. 会議の秩序の維持

- (1) 上記3のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただきます。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

5. その他

このルールに定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長及び委員で定めることとします。